

審 第 3 4 5 9 号
答 申 第 5 6 2 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

千葉県教育委員会
教育長 富 塚 昌 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月14日付け教職第554号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第877号

平成29年7月29日付けで審査請求人から提起された、平成29年5月8日付け教職第
151号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年5月8日付け教職第151号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年3月8日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「学校生活アンケート（セクシャルハラスメント及び体罰に関する実態調査）」について、千葉県教育委員会が各県立高等学校から収受した報告書（2015年度分）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査」の様式9号及び様式10号について、実施機関が各県立高等学校から収受した報告書（平成27年度分）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年7月29日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求の対象文書及び対象部分

本件審査請求の対象文書は、千葉県教育委員会が各県立高等学校から収受した「セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査」報告書（以下「本件文書」という。）である。本件審査請求では、このうち主に数値の部分について、その開示を求めるものである。

なお、数値以外の部分、すなわち文章で書かれたと思われる部分については、その内容が不明なため、開示しない理由に対する反論ができない。よって、審査請求人はこの部分についても基本的には開示を求めるものの、主張はしていない。

(2) 開示しない理由

本件処分の開示しない理由は、「千葉県情報公開条例第8条第2・6号に該当する」というものである。本件審査請求では、これを「千葉県情報公開条例第2号または第6号に該当する」と解して議論を進めることとする。なお、以下千葉県情報公開条例は単に「条例」という。

(3) 条例第8条第2号該当性について

ア 「個人に関する情報」について

本件文書の数値部分は、被調査者の回答を項目ごとに分類・集計したものである。これを教育長は「個人に関する情報であって、特定個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため」として不開示にした。

まず、これら数値が個人に関する情報であるか否かを吟味する。

一般論として、ここにイワシ、アジ、サンマ、リンゴ、ミカンが一つずつあったとして、これを次のように分類・集計することを考えよう。

| | |
|----|---|
| 魚 | 3 |
| 果物 | 2 |

この時、例えば「魚・3」と分類・集計した段階で、イワシ、アジ、サンマのそれぞれの特性は捨象されていて、図示するならば、(図は省略する。)ではなく

て、(図は省略する。)という状態になっている。すなわち、「魚・3」は、もどがどの魚だったか分からなくなっている。

本件文書においても、表中の数値については、上の例と同様分類・集計した段階で、すでに「個人に関する情報」とはとうてい言えない「単なる数値」になっているのである。

イ 「特定個人を識別することはできないが…」について

すでに上記アによって、条例第8条第2号該当性は否定されるのであるが、最近教育長は「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報」を濫用して不開示を拡大しているので、これについても反論しておく。

そもそもこの条項は、個人のアイデアであるとか設計図であるとか、特定個人が識別されるか否かを問わず、開示することによって当該個人の権利利益が（明らかに）侵害される場合等を想定して定められたものであった。

「千葉県情報公開条例解釈運用基準」には、「個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報」がもう一つの適用例として記されている。この例は、かなり抽象的な表現になっており、同基準にはこれ以上の説明がないため、恣意的な運用がなされているように思う。

すなわち、「特定個人を識別することができない」場合においても不開示とする情報なのであるから、単なる「個人に関する情報」ではないはずなのであるが、教育長はこれを恣意的に運用し、具体的な「おそれ」が立証できない情報についてもこの条項を適用しているのである。

さて、上記基準の「個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報」の解釈にあたっては、「改正個人情報保護法」第2条第3項に定められた「要配慮個人情報」が参考になるであろう。

第2条 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人

情報をいう。

上記基準に記載された例は、具体的にはこのような個人の機微に関わる情報のことを示しているのだと考えられる。

したがって、上記アで述べたとおり「個人に関する情報」ともいえない「単なる数値」が、「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報」であるとはとうてい言えない。

ウ 公表情報について

教育長は、本件文書をさらに全県分集計したものを公表している。教育長の主張によれば、ここに記載された数値も「個人に関する情報」であり「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報」であることになるのだが、なぜかこれらの情報はインターネット上で公表されている。これは、本件処分と矛盾している。

蛇足ながら、全県の集計と各校の集計の違いは「特定個人を識別することができる」か否かが問われている場合は問題になる可能性があるが、本件処分においては「特定個人を識別することができない」場合であるので、問題にならない。

(4) 条例第8条第6号該当性について

教育長は本件文書が開示されると「被調査者が事実を回答し、自由な意見を述べることをためらうなど、今後の同種事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」と主張するが、これは全く的外れの議論である。

「被調査者が事実を回答し、自由な意見を述べることをためらう」のは、被調査者が事実を回答し、自由な意見を述べてもそれが取り上げられなかったり、問題の解決に向けての対応が不十分だったりする場合におこることである。情報開示とは何の関係もない。

むしろ、開示されることによって、県立高等学校におけるセクシャルハラスメントや体罰の実態が明らかになり、これらの問題に対する県民の関心を喚起し、教育行政に対する県民の積極的な参加を促すことが期待される。このことは、これらの問題の解決に向けて望ましいことであると言うべきであって、当該情報を隠蔽することは望ましくない。

そもそも、「県民の県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を更に推進し

ていく」ことは、条例の趣旨であった。残念ながら、千葉県教育委員会はいまだに「由らしむべし知らしむべからず」にあると言わざるを得ない。

(5) 結語

以上、本件文書に記載された情報は、条例第8条第2号及び第6号のいずれにも該当せず、本件処分は違法である。

3 反論書の要旨

「おそれ」については、単なる確率的な可能性でなく具体的な立証が必要であるにもかかわらず、弁明書においては具体的な立証のないままに「おそれ」を連発しており、挙句の果てには「おそれがあることを否定し得ない」などとの記載がある。

「台風〇〇号が北上しています。〇日に千葉県に接近するおそれがありますから、ご注意ください。」なのであって、「台風は発生していませんが、〇日に千葉県に台風が接近するおそれがあることは否定できないので、ご注意ください。」にはならないのである。

教育長の使う「おそれ」があれば、条例のいかなる「おそれ」もあることになってしまい、千葉県の情報公開制度は崩壊する。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件決定の理由

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分であるセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)を受けた事例等における人数、セクハラを受けた具体的内容等、セクハラ具体的な目撃内容、セクハラ相談員に相談した者のうち、他機関を紹介した場合の機関名、セクハラに係る追跡調査及び職員への事後指導等の概要、特定個人に関する記述、体罰の件数、体罰の事案の概要、学校が体罰を把握したきっかけ及び学校が体罰の具体的内容を掌握した手法については、セクハラを受けた生徒及び職員の具体的な事例等における人数及び件数、セクハラ及び体罰の具体的な内容及び対応の状況等が記録されており、セクハラ及び体罰に係る生徒及び職員の氏名、住所等当該生徒及び職員を直接に特定できる事項が記載されている訳ではないものの、セクハラ及び体罰に関し、当該生徒及び職員の背後にある事情とも

言える付加的な情報が詳細に記載されている。これらの情報を開示した場合、当該生徒及び職員とセクハラ及び体罰が結びつくだけでなく、セクハラ及び体罰の背後にある事情を新たに認識させるおそれがあり、当該生徒及び職員の権利利益を害するおそれがあることを否定し得ないことから、第8条第2号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号イ該当性について

実施機関が公表している、平成27年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果については、本件対象文書を集計した結果であり、各県立高等学校が作成した本件対象文書とは異なるものである。このことを含め、本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、第8条第2号イに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、第8条第2号ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ハ該当性について

本件不開示部分中、公務員等に係る情報であって職務の遂行に係る情報については、当該情報を開示すると、セクハラ及び体罰に係る生徒及び職員を特定することができる情報ともなり得る。この場合、これを職務の遂行に係る情報として開示すれば、当該生徒及び職員とセクハラ及び体罰が結びつくだけでなく、セクハラ及び体罰の背後にある事情を新たに認識させるおそれがあり、第8条第2号ハの趣旨を損なうこととなる。

したがって、公務員等における職務の遂行に係る情報が別の公務員等及び別の公務員等以外の個人に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示とすべき情報に該当するか否かを判断すべきと考えられる。すなわち、当該公務員等にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かと他の個人にとっての不開示とすべき情報に該当するか否かを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分是不開示と考えられる。

これを本件決定において検討すると、本件不開示部分中、公務員等に係る情報

であって職務の遂行に係る情報については、開示すると当該生徒及び職員とセクハラ及び体罰が結びつくだけでなく、セクハラ及び体罰の背後にある事情を新たに認識させるおそれがあり、当該生徒及び職員の権利利益が害されるおそれがある。すなわち、当該情報は、当該生徒及び職員にとっては当該生徒及び職員の個人に関する情報に該当すると認められるため、当該公務員等にとっては職務の遂行に係る情報ではあるが開示すべきものではない。

オ 条例第8条第2号ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、第8条第2号ニに該当するとは認められない。

(2) 条例第8条第6号該当性について

セクハラ及び体罰を含め学校の生活における正確な事実を把握するためには、生徒及び職員の協力が必要不可欠であって、学校との信頼関係があって得られるものである。本件不開示部分を開示した場合、生徒及び職員は当該調査に回答した内容の秘密が守られないような調査に信頼を置かず、実施機関との信頼関係が損なわれることが推測される。また、回答した内容が第三者に知られることを懸念した当該生徒及び職員が率直に回答しなくなるなど、今後実施機関が行う同種の調査の依頼に対して、当該生徒及び職員の協力が得られず、学校の生活における正確な事実を把握することができなくなり、適正な学校の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、第8条第6号に該当する。

2 弁明の理由

審査請求人は、上記第3 2のとおり主張する。

しかし、上記1 (1) のとおり、本件不開示部分は、開示した場合、当該生徒及び職員とセクハラ及び体罰が結びつくだけでなく、セクハラ及び体罰の背後にある事情を新たに認識させるおそれがあり、当該生徒及び職員の権利利益を害するおそれがあることを否定し得ないから、条例第8条第2号本文に該当する。また、実施機関が公表している情報を本件対象文書に記載された情報とは異なること等から、第8条第2号イからニまでのいずれにも該当しない。さらに、上記1 (2) のとおり、本件不開示部分を開示した場合、率直に回答しなくなるなど、正確な事実を把握することができなくなり、適正な学校の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請

求人主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、教育庁教育振興部教職員課長が各県立学校長に、平成27年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査を依頼し、当該学校長が生徒及び職員に当該調査に回答させることによって実施した調査の結果を、様式9及び様式10により当該課に提出した行政文書である。

2 平成27年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査

当該調査は、学校におけるセクハラに関する児童、生徒及び職員の実態並びに体罰の実態を把握するとともに、セクハラ及び体罰を根絶し、より良い学校環境を構築することを目的として行われたものである。

実施の方法は、生徒の心情に配慮した方法を用い、調査の趣旨を読み上げた上で、更に法的にその防止が義務付けられていることなどを補足で説明を加え、セクハラ及び体罰は、個人の尊厳を不当に傷つける、社会的にも許されない行為であることを説明し、真面目に回答するなど記入等に当たっての注意を読み上げた後に実施する。留意事項として生徒が回答する際、担任は回答しやすい教室環境を整え、実施するなどとされている。

また、実施機関では、職場におけるセクシュアルハラスメント防止に関する要綱に規定される相談窓口において、セクハラに関する相談又は苦情を受け付けることとし、相談対応の強化を図りながら、セクハラ防止に関する取組を進めているところである。なお、当該要綱は、学校における教職員と生徒のセクハラに関する相談についても準用することとされている。

3 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、一部の情報を条例第8条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。不開示とされた情報について、学校名及び不開示とされた情報の類型ごとに整理すると、別表1から別表4までのとおりである。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、実施機関が行った本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 様式9の不開示部分について

ア 生徒に対する調査に係る項目のうち、教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数等の各欄について

生徒に対する調査に係る項目のうち、教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数、そのうち無記名であった生徒数、教職員から受けた事例の件数及びその他の具体的内容の各欄に記載された情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校において教職員からセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記2のとおり、実施機関はセクハラ及び体罰の根絶に向けて、当該調査により実態を把握し適切な防止策を講じるとともに、相談体制の整備、通知、リーフレット等で根絶についての取組を進めている。

このような中でこれらの情報を開示することとなると、回答者が臆測され、当該回答者に関するうわさが流布されること等が想定され、セクハラを受けたと回答した事実の有無、内容等が明らかになると考える当該回答者が、自らの回答が公にされることを懸念する余り、回答することをちゅうちょしたり、当たり障りのない回答に終始するなど、セクハラ及び体罰に関する実施機関の取組と相いれない事態を招くこととなるなど、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 職員に対する調査に係る項目について

(ア) セクハラを受けたと1つでも回答した職員数等の各欄について

セクハラを受けたと1つでも回答した職員数、そのうち無記名であった職員数、セクハラを受けた事例の件数及びその他の具体的内容の各欄に記載された情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した職員がいるか否かが明らかとなる情報である。

したがって、これらの情報は、上記アと同様、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 見たことがあると答えた職員数及びその具体的な目撃内容の欄について

見たことがあると答えた職員数及びその具体的な目撃内容の欄に記載された情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを見たことがあると回答した職員がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記2のとおり、実施機関はセクハラ及び体罰の根絶に向けて、当該調査により実態を把握し適切な防止策を講じるとともに、相談体制の整備、通知、リーフレット等で根絶についての取組を進めている。

このような中でこれらの情報を開示することとなると、回答者が臆測され、当該回答者に関するうわさが流布されること等が想定され、セクハラを見たことがあると回答した事実の有無、内容等が明らかになると考える当該回答者が、自らの回答が公にされることを懸念する余り、回答することをちゅうちょしたり、当たり障りのない回答に終始するなど、セクハラ及び体罰に関する実施機関の取組と相いれない事態を招くこととなるなど、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ セクハラ相談に係る項目におけるセクハラ相談員に相談した生徒数等の各欄について

セクハラ相談員に相談した生徒数、職員数及びそのうち他機関を紹介した場合の機関名の各欄に記載された情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラ相談員に相談した生徒及び職員がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記2のとおり、実施機関はセクハラ及び体罰の根絶に向けて、当該調査により実態を把握し適切な防止策を講じるとともに、相談体制の整備、通知、リーフレット等で根絶についての取組を進めている。

このような中でこれらの情報を開示することとなると、相談者が臆測され、当該相談者に関するうわさが流布されること等が想定され、セクハラ相談員に相談

した事実の有無、内容等が明らかになると考える当該相談者が、自らの相談が公にされることを懸念する余り、相談することをちゅうちょしたり、当たり障りのない相談に終始するなど、セクハラ及び体罰に関する実施機関の取組と相いれない事態を招くこととなるなど、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

エ その他に係る項目について

(ア) 追跡調査及び職員への事後指導等の概要の各欄について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、追跡調査及び職員への事後指導等の概要の各欄は、記名の上でセクハラを受けたと回答した生徒について記載することを想定した欄であるとのことであった。

そうすると、これらの情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

したがって、これらの情報は、上記アと同様、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 記名及び持ち帰りの効果並びに無記名の生徒への対応の内容に係る欄について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、別表2及び別表4のとおり、記名及び持ち帰りの効果並びに無記名の生徒への対応の内容に係る欄に記載された情報を不開示としていることが認められた。

不開示とした当該情報は、次に掲げる情報に分けられる。

- a 別表2 1の欄に記載された学校に係る文書の当該欄に記載された情報
- b 別表2 2の欄及び別表4に記載された学校に係る文書の当該欄に記載された情報（千葉県立松戸六実高等学校にあつては1行目29文字目から3行目3文字目まで及び千葉県立松戸馬橋高等学校にあつては3行目20文字目から4行目2文字目までに限る。）
- c 別表2 3の欄に記載された学校に係る文書の当該欄に記載された情報（千葉県立松戸六実高等学校にあつては3行目35文字目から4行目8文

字目まで及び千葉県立松戸馬橋高等学校にあつては2行目14文字目から3行目19文字目までに限る。)

上記aに掲げる情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記bに掲げる情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが推測されるおそれのある情報である。

したがって、これらの情報は、上記アと同様、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

一方で、上記cに掲げる情報は、開示することにより、その内容からセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかになる情報ではなく、セクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが推測されるおそれのない情報であることから、第8条第6号に該当せず、また、第8条第2号にも該当しないと認められることから、開示すべきである。

(ウ) セクハラ事故防止のための各学校で実施している具体的方策の欄について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、別表3及び別表4のとおり、セクハラ事故防止のための各学校で実施している具体的方策の欄に記載された情報を不開示としていることが認められた。

不開示とした当該情報は、次に掲げる情報に分けられる。

a 別表3に記載された学校に係る当該欄に記載された情報

b 別表4に記載された学校に係る当該欄に記載された情報

上記aに掲げる情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記bに掲げる情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが推測されるおそれのある情報である。

したがって、これらの情報は、上記アと同様、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(エ) 生徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄について

生徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄に記載された情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校においてセクハラを受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

したがって、当該情報は、上記アと同様、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 様式10の不開示部分について

様式10の不開示部分には、調査を基に学校が体罰と判断した件数及び学校が体罰と判断した事案の概要の各欄に記載された情報、学校が体罰を把握したきっかけの選択肢の記号及びその件数の欄に記載された情報並びに学校が体罰の具体的内容を把握した手法の選択肢の記号が記載されている。

これらの情報は、既に各様式に記載された学校名が開示されていることから、開示することにより、当該学校において教職員から体罰を受けたと回答した生徒がいるか否かが明らかとなる情報である。

また、上記2のとおり、実施機関はセクハラ及び体罰の根絶に向けて、当該調査により実態を把握し適切な防止策を講じるとともに、相談体制の整備、通知、リーフレット等で根絶についての取組を進めている。

このような中でこれらの情報を開示することとなると、回答者が臆測され、当該回答者に関するうわさが流布されること等が想定され、体罰を受けたと回答した事実の有無、内容等が明らかになると考える当該回答者が、自らの回答が公にされることを懸念する余り、回答することをちゅうちょしたり、当たり障りのない回答に終始するなど、セクハラ及び体罰に関する実施機関の取組と相いれない事態を招くこととなるなど、実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、第8条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載

した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-----------|
| 平成29年 9月14日 | 諮問書の受付 |
| 平成29年10月19日 | 反論書の写しの受付 |
| 令和 3年 4月28日 | 審議 |
| 令和 3年 6月 4日 | 審議 |
| 令和 3年 7月 2日 | 審議 |
| 令和 3年 8月 6日 | 審議 |

別表1

| 学校名 | 不開示部分 | 開示すべき部分 |
|--|--|---------|
| 千葉県立千葉女子高等学校、千葉県立千葉東高等学校、千葉県立千葉南高等学校、千葉県立千葉北高等学校、千葉県立千城台高等学校、千葉県立生浜高等学校、千葉県立磯辺高等学校、千葉県立柏井高等学校、千葉県立土気高等学校、千葉県立八千代高等学校、千葉県立薬園台高等学校、千葉県立船橋啓明高等学校、千葉県立船橋古和釜高等学校、千葉県立船橋豊富高等学校、千葉県立市川工業高等学校、千葉県立市川東高等学校、千葉県立浦安高等学校、千葉県立鎌ヶ谷高等学校、千葉県立小金高等学校、千葉県立東葛飾高等学校、千葉県立流山高等学校、千葉県立流山北高等学校、千葉県立野田中央高等学校、千葉県立清水高等学校、千葉県立関宿高等学校、千葉県立印旛明誠高等学校、千葉県立成田西陵高等学校、千葉県立成田国際高等学校、千葉県立富里高等学校、千葉県立佐倉高等学校、千葉県立佐倉東高等学校、千葉県 | 教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数、そのうち無記名であった生徒数、教職員から受けた事例の件数、その他の具体的内容、セクハラを受けたと1つでも回答した職員数、そのうち無記名であった職員数、セクハラを受けた事例の件数、その他の具体的内容、見たことがあると答えた職員数、その具体的な目撃内容、セクハラ相談員に相談した生徒数、職員数、そのうち他機関を紹介した場合の機関名、追跡調査及び職員への事後指導等の概要、生 | なし |

| | | |
|---|---|--|
| <p>立佐原高等学校、千葉県立佐原白楊高等学校、千葉県立小見川高等学校、千葉県立多古高等学校、千葉県立銚子高等学校、千葉県立旭農業高等学校、千葉県立東総工業高等学校、千葉県立匝瑳高等学校、千葉県立松尾高等学校、千葉県立東金高等学校、千葉県立九十九里高等学校、千葉県立長生高等学校、千葉県立茂原高等学校、千葉県立茂原樟陽高等学校、千葉県立一宮商業高等学校、千葉県立大多喜高等学校、千葉県立安房高等学校、千葉県立木更津東高等学校、千葉県立上総高等学校、千葉県立市原高等学校、千葉県立鶴舞桜が丘高等学校、千葉県立京葉高等学校、千葉県立市原緑高等学校、千葉県立千葉商業高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立船橋高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立市川工業高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立松戸南高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立東葛飾高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立佐原高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立長狭高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立館山総合高等学校（定時制の課程に限る。）、千葉県立木更津東高等学校（定時制の課程に限る。）、</p> | <p>徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄に記載された情報、調査を基に学校が体罰と判断した件数及び学校が体罰と判断した事案の概要の各欄に記載された情報、学校が体罰を把握したきっかけの選択肢の記号、その件数の欄に記載された情報並びに学校が体罰の具体的な内容を把握した手法の選択肢の記号</p> | |
|---|---|--|

別表 2

| | 学校名 | 不開示部分 | 開示すべき部分 |
|---|--|---|--|
| 1 | <p>千葉県立千葉工業高等学校、千葉県立検見川高等学校、千葉県立津田沼高等学校、千葉県立船橋北高等学校、千葉県立市川南高等学校、千葉県立鎌ヶ谷西高等学校、千葉県立松戸向陽高等学校、千葉県立下総高等学校、千葉県立天羽高等学校、千葉県立君津青葉高等学校、千葉県立千葉工業高等学校（定時制の課程に限る。）及び千葉県立佐倉東高等学校（定時制の課程に限る。）</p> | <p>教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数、そのうち無記名であった生徒数、教職員から受けた事例の件数、その他の具体的内容、セクハラを受けたと1つでも回答した職員数、そのうち無記名であった職員数、セクハラを受けた事例の件数、その他の具体的内容、見たことがあると答えた職員数、その具体的な目撃内容、セクハラ相談員に相談した生徒数、職員数、そのうち他機関を紹介した場合の機関名、追跡調査及び職員への事後指導等の概要、記</p> | <p>記名及び持ち帰りの効果並びに無記名の生徒への対応の内容（千葉県立松戸高等学校、千葉県立松戸六実高等学校（3行目35文字目から4行目8文字目までに限</p> |
| 2 | <p>千葉県立千葉商業高等学校、千葉県立京葉工業高等学校、千葉県立若松高等学校、千葉県立泉高等学校、千葉県立幕張総合高等学校、千葉県立千葉大宮高等学校、千葉県立千葉西高等学校、千葉県立犢橋高等学校、千葉県立八千代東高等学校、千葉県立八千代西高等学校、千葉県立実籾高等学校、千葉県立船橋高等学校、千葉県立船橋東高等学校、千葉県立</p> | <p>したことがあり、追跡調査及び職員への事後指導等の概要、記</p> | <p>に</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>船橋芝山高等学校、千葉県立船橋二和高等学校、千葉県立船橋法典高等学校、千葉県立国府台高等学校、千葉県立行徳高等学校、千葉県立市川昂高等学校、千葉県立浦安南高等学校、千葉県立松戸国際高等学校、千葉県立松戸六実高等学校、千葉県立松戸馬橋高等学校、千葉県立柏高等学校、千葉県立柏南高等学校、千葉県立柏陵高等学校、千葉県立柏の葉高等学校、千葉県立柏中央高等学校、千葉県立沼南高等学校、千葉県立沼南高柳高等学校、千葉県立流山おおたかの森高等学校、千葉県立流山南高等学校、千葉県立我孫子高等学校、千葉県立我孫子東高等学校、千葉県立白井高等学校、千葉県立成田北高等学校、千葉県立佐倉西高等学校、千葉県立佐倉南高等学校、千葉県立八街高等学校、千葉県立四街道高等学校、千葉県立四街道北高等学校、千葉県立銚子商業高等学校、千葉県立成東高等学校、千葉県立東金商業高等学校、千葉県立大網高等学校、千葉県立大原高等学校、千葉県立長狭高等学校、千葉県立館山総合高等学校、千葉県立君津商業高等学校、千葉県立木更津高等学校、千葉県立君津高等学校、千葉県立袖ヶ浦高等学校、千葉県立姉崎高等学校、千葉県立市原八幡高等学校、千葉県立生浜高等学校</p> <p>(定時制の課程に限る。)、千葉県立行徳高等学校(定時制の課程に限る。)、千葉県立匝瑳高等学校(定時制の課程に限る。)、千葉県立東金高等学校(定時制の課程に限る。)、千葉県立長生高等学校(定時制の課程に限る。)</p> | <p>名及び持ち帰りの効果並びに無記名の生徒への対応の内容、生徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄に記載された情報、調査を基に学校が体罰と判断した件数及び学校が体罰と判断した事案の概要の各欄に記載された情報、学校が体罰を把握したきっかけの選択肢の記号、その件数の欄に記載された情報並びに学校が体罰の具体的内容を把握した手法の選択肢の記号</p> | <p>る。)、千葉県立松戸馬橋高等学校(2行目14文字目から3行目19文字目までに限る。)及び千葉県立銚子商業高等学校(定時制の課程に限る。)に係る文書に限る。)</p> |
| 3 | <p>千葉県立松戸高等学校、千葉県立松戸六実高等学校、千葉県立松戸馬橋高等学校及び千葉県立銚子商業高等学校(定時制の課程に限る。)</p> | | |

別表3

| 学校名 | 不開示部分 | 開示すべき部分 |
|------------|--|---------|
| 千葉県立千葉高等学校 | 教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数、そのうち無記名であった生徒数、教職員から受けた事例の件数、そ | なし |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>の他の具体的内容、セクハラを受けたと1つでも回答した職員数、そのうち無記名であった職員数、セクハラを受けた事例の件数、その他の具体的内容、見たことがあると答えた職員数、その具体的な目撃内容、セクハラ相談員に相談した生徒数、職員数、そのうち他機関を紹介した場合の機関名、追跡調査及び職員への事後指導等の概要、セクハラ事故防止のための各学校で実施している具体的方策の各欄に記載された情報、生徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄に記載された情報、調査を基に学校が体罰と判断した件数及び学校が体罰と判断した事案の概要の各欄に記載された情報、学校が体罰を把握したきっかけの選択肢の記号、その件数の欄に記載された情報並びに学校が体罰の具体的内容を掌握した手法の選択肢の記号</p> | |
|--|---|--|

別表 4

| 学校名 | 不開示部分 | 開示すべき部分 |
|--------------------------|---|---------|
| 千葉県立国分高等学校及び千葉県立安房拓心高等学校 | <p>教職員からセクハラを受けたと1つでも回答した生徒数、そのうち無記名であった生徒数、教職員から受けた事例の件数、その他の具体的内容、セクハラを受けたと1つでも回答した職員数、そのうち無記名であった職員数、セクハラを受けた事例の件数、その他の具体的内容、見たことがあると答えた職員数、</p> | なし |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>その具体的な目撃内容、セクハラ相談員に相談した生徒数、職員数、そのうち他機関を紹介した場合の機関名、追跡調査及び職員への事後指導等の概要、記名及び持ち帰りの効果並びに無記名の生徒への対応の内容、セクハラ事故防止のための各学校で実施している具体的方策の各欄に記載された情報、生徒対象の調査で深刻な内容があった場合は、具体的な内容を記入する欄に記載された情報、調査を基に学校が体罰と判断した件数及び学校が体罰と判断した事案の概要の各欄に記載された情報、学校が体罰を把握したきっかけの選択肢の記号、その件数の欄に記載された情報並びに学校が体罰の具体的な内容を把握した手法の選択肢の記号</p> | |
|--|--|--|

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|------|-------------|----------|
| 荘司久雄 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 湊弘美 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |